

社会保障問題の今日的性格

唐鎌 直義

はじめに

わが国では現在「社会保障の構造改革」なるものが、かなり強力に推し進められている。今次国会では、薬代の一部負担など、新たな患者負担の追加を盛り込んだ内容の医療保険の「改正」が強行された。また、40歳以上の国民が一律に新規の保険料を徴収されることだけは明確でありながら、その反面、保障されるべきサービスの内容や水準に不明瞭さが残されたまま、介護保険制度が新設される見通しとなった。政府・厚生省は「来るべき高齢社会の本格的な到来に備えての改正である」と強弁しているが、勤労者・国民の側から見れば純然たる負担の増加に過ぎず、「負の改正」以外の何ものでもないと思われる。

70年代末葉に提起された「日本型福祉社会」論と、それを政策的に具体化した80年代初頭の「臨調行革路線」の強力な推進以来、今日に至るまでの十数年間、わが国では消費税の導入とも関連させつつ、社会保障・社会福祉の「負の改正」政策が途切れることなく繰り返されてきた。識者のあいだでは今次の「構造改革」はかなり大きな出来事として受け止められているが、これで政府の「負の改正」政策が完了するわけではないだろう。その証拠に、次には年金制度の「大改正」が控えているという。悲観的観測に過ぎるかも知れないが、社会保障・社会福祉の「負の改正」は今後、政策的に常態化していく可能性が大である。その行き着く先には、どんな社会が待ち受けているのだろうか。福祉水準の低下は、単に高齢者や障害者などの特定のグループにとつての問題だけではない。広く国民一般の生き方さえも直

接・間接に規定する重要な問題である。

社会保障・社会福祉問題を研究する立場にある者として、今最も重要であると考えている課題は、第1に、社会保障・社会福祉政策の動向を国民生活の実情と照らし合わせながら把握し評価することであろう。今日のように、「生活水準向上論」「貧困解消論」に代表される政策イデオロギーが幅を利かせ、そういう切り取られたリアリティを根拠に政策が展開されている世の中では、「改悪」に反対し「異議申し立て」を行なうだけでは効果的でない。価値観の相違であるで一蹴されてしまう恐れが大きいからである。客観的事実つまり勤労者・国民の生活実態を明らかにするなかから、現在の福祉政策の矛盾や誤りを指摘し、あるべき政策の方向性を具体的に指し示すことが重要になってきていると考える。

第2に、こうした研究方法は、従来わが国で社会保障問題の研究に暗黙裏に設定されてきた固有の枠組みを取り払うことでもある。制度の問題としてすでに出来上がった体系のなかで社会保障を語るだけでは済まされなくなってきている。本来当たり前のことなのだが、制度と国民生活とを関連づけて把握することがますます重要になってきている。また制度間の関係にも注意を払うことが重要になってきている。年金だけ、医療だけ、福祉だけの専門分野に特化した問題設定では、「構造改革」を推進する政策に対抗できない。この点で政策の側に「一日の長」があることを認めないわけにはいかない。

第3に、さらにより重要なことは、社会保障問題を具体的な国民生活のレベルにまで降りて捉え直すことである。つまり雇用問題や賃金問題、労働条件問題、消費生活の問題、家族・地域生活の問題とも

関連づけながら研究することである。これはイギリスではかなり一般的に見られる研究方法であるが¹⁾、わが国では残念ながら今までのところ、社会保障を雇用問題や賃金問題等と密接に関連づけて研究した例は非常に少ない。研究においても運動においても、専門性の枠組みが問題の本質への接近を妨害している。制度・政策の側からでなく、国民生活の側から課題を設定し直すことが、研究にも運動にも今強く求められていることだと思われる。

古来「傍目八目」といって、以上のように問題点を指摘するだけならば簡単なことである。どのように自分の研究に反映させるかが筆者自身に問われることになるであろう。指摘したような方向性を多少は意識して、これまで研究を続けてきたつもりであるが、小論は、これらの課題に直接応えるものではないが、社会保障の「構造改革」が進行する現在の状況をふまえつつ、今日における社会保障・社会福祉の拡充の必要性およびその根拠について、筆者なりに再考を試みるものである。

1. 社会保障成立の一般的根拠

①成立に至る歴史的経緯

社会保障 (Social Security) という概念が登場したのは、1935年、ニューディール政策下のアメリカで成立した「社会保障法」が最初であったと伝えられている。しかし、この概念の成立は、当時資本主義諸国で展開されていた政策の集大成的把握に過ぎず、勤労者・国民の生活上の起伏 (社会的事故ともいう) に資本制国家が一定の保障責任を負う事態は、19世紀末葉から20世紀初頭にかけての時期に主要な資本主義国ですでにスタートしていた。この時期は世界史的には「資本主義の独占段階」への移行期と特別に位置づけられているが、何故この時期に社会保障制度が相次いで成立したのであろうか。それはこの時期に資本主義の構造的矛盾が顕在化したことと、それとともなって労働者階級の窮乏化が著しく進んだこととに密接に関係している。

プロレタリアート (無産階級) という言葉に言い表わされているように、資本主義社会における労働者階級の生活は不安定性をその本来の特徴としている。労働者は今や商品として売買の対象となった自

らの労働力を日々資本家に販売し雇用されることで、自分自身とその家族の生活を再生産しう歴史的存在である。マルクスは『資本論』のなかで、商品交換における販売の契機がひとつの「命がけの飛躍」であることを指摘しているが、これは労働力商品についても当てはまる真理である。労働者にとって、それなくしては生活そのものが開始されない雇用 (労働力の販売) が、日々「命がけの飛躍」によって確保されているところに、労働者階級の生活の不安定性の根本的理由がある。しかしそれでも初期の資本主義において見られたように、資本の生産規模それ自体が小さく、生み出された消費財が基本的に貴重財であり、社会の生産量が国民の最終消費の水準に規定されていたときには、仕事量それ自体に大きな変動は見られなかった。労働者にとって雇用の確保は比較的安定しており、労働力の売り手を組織化することにより雇用主と対等に渡り合うことも可能であった。徒弟制と同業者組合 (クラフト・ユニオン) が労働者の生活の安定の鍵となりえた。

産業資本主義への発展は、こうした消費量の社会的制約から生産活動が開放され自由になる契機となった。市場が拡大され、資本主義社会の内部に景気の波動が生まれ、好況と不況が交互に訪れるようになった。自由主義の経済思想がこうした方向性を鼓舞し助長した。労働者は景気循環にともなう失業や貧困を今までよりも強く経験するようになったが、当時の支配階級は解雇や貧困の原因をまだ労働者個人の「徳性」に求めることができたから、労働者の不幸に対する為政者としての責任をあまり意識しないで済むことができた。当時の社会においては、貧困への自由もまたひとつの自由であることに変わりなかった。イギリス産業資本主義の確立期に丁度歩調を合わせるかのように1834年に成立した「新救貧法」は、貧困の原因を労働者個人の道徳的墮落に一元化するイデオロギーを率直に表明したことで有名である。資本家にとって社会の剰余が福祉に使われてはならず、産業 (工業) への投資とそのための資本蓄積が当時の最重要課題であった。産業 (industry) は勤勉と同義になった。

しかし、資本主義の一層の成熟は、19世紀半ば頃から景気変動を通じて資本の集積・集中を加速化さ

社会保障問題の今日の性格

せ、徐々に市場に「寡占」体制を成立させた。景気変動の振幅は一層大きくなり、その影響も格段に深刻なものとなった。ひとたび不況が訪れると、失業者が街にあふれるようになった。資本主義が発展することでかえって矛盾が深刻化するようになったことは、まさにマルクスの予言どおりであった。社会が発展・進歩したことでかえって労働者階級の歴史的宿命（生活の不安定性）が顕在化したことは、歴史の皮肉としか言い様がない。生産力の飛躍的發展はすでに熟練の解体をもたらしていたから、同業者組合の団結力で労働力の販売規制をしてみたところで、その限界はもはや明確であった。新しい労働者の組織形態も模索され始めていた。19世紀末葉に当時の先進工業国イギリスを襲った「世紀末大不況」は、こうした社会状況のなかで、失業と貧困の原因がだれの眼にも労働者個人の「徳性」にあるのではなく、資本主義という社会機構そのものにあることを明確にしたのである。失業率が特定の地域で20%に達するような事態が訪れては、どれほど強い自由主義思想の持ち主でも、失業の原因を個人の「道徳的墮落」に求めることはもはや不可能であった。社会保障制度は、労働運動の高揚を視野に収めつつ、支配階級が失業や貧困の原因が自らの側にあることを認め、その責任を国家機構を通じて一定果たすことを受け容れた時点で、初めて成立したものである。

繰り返しになるが、資本主義社会において労働者は、労働力の販売・消費と引き換えに獲得する賃金によって、自分とその家族の再生産を図るべきことを社会的に運命づけられている。しかし次第に、賃金制度という資本主義の根本的なメカニズムは、労働者にとって必ずしもその生活を十全に保障するものではないことが明らかになった。これが社会保障制度の成立を促した直接の動機であった。社会保障は「賃金制度の欠陥」を補足する役割を担うために歴史の舞台に登場したのである。

社会保障成立の歴史的背景は、以上で簡略に述べたとおりである。しかし、この説明だけでは若干不十分であるので、以下、労働者の労働と生活の側面から社会保障成立の一般的根拠についてももう少し分析的に考察することにしたい。

②成立の一般的根拠

第1に、労働者に限らず人間の生活は一生という相対的に長期のタイム・スパンで営まれるものだが、その生活を経済面で成り立たせている雇用は、労働者の境遇によって若干の差はあれ、相対的に短期の雇用契約において確保されている、という事実が挙げられる。先に述べたように、労働力が日々の雇用契約によって販売されることは、現代ではそれほど多くない事例であろう。他方、ひとりの労働者の雇用が労働生涯にわたって長期に保障されることも、現在では一部の特権的労働者を除いて少数であろう。どれほど労働市場が組織化されていたとしても、民間雇用は景気変動の影響下に置かれざるを得ない宿命を持っている。労働者の生活費である賃金は、こうした特徴を持つ民間雇用から獲得されている。したがって雇用の短期性は、そのまま賃金の短期性を規定することになる。短期性を特徴とする賃金に、生涯にわたる長期的な生活課題の何もかもを託すことはできない。自ずから限界が存在する。ここではこうした限界の所在を「賃金制度の本質的矛盾」と規定しておく。この矛盾は労働力が商品として売買の対象になったときから出現したと考えられるが、先に見たように、資本主義の独占段階以降、むしろ顕在化した問題であるといえる。歴史的には社会保障制度は、この「賃金制度の限界」を補足する役割を担うべきものとして成立した。

第2に、労働者が受けとる賃金は、資本家という本質的に利害の対立するもう一方の階級との力関係において、始めて獲得されるものであることが挙げられる。資本家は常に賃金の支払いを少なく済ませることに強い経済的利害を持っており、労働組合の力が弱かったり労働力の供給圧力が高まったりするときには、賃金を労働力再生産ギリギリのレベルにまで落ち込ませる動機を持っている。賃金においては資本家の「極小化要求」が独立変数であり、労働者の「極大化要求」は従属変数でしかない。一般商品のように、総需要曲線と総供給曲線の交点で価格が決定されるわけではない。これは単に力関係の上でそうになっているというばかりでなく、労働者の獲得する賃金が、最終的には具体的な使用価値を目的としているのに対して、資本家が獲得する利潤は、そこから特定の使用価値がもたらされることが目的

ではなく、「価値それ自体の増殖」(交換価値の拡大)に本来的目的が置かれているからである。使用価値として実現される人間の欲望(例えば食欲)には一定の限界があるが、「交換価値の拡大」には制限がないからである。これは先年のバブル経済のときに日本の大企業・大銀行が演じた狂態の数々とその後始末の醜悪さを思い起こせば、明らかである。階級的力関係がかなりストレートに反映される点に第2の「賃金制度の限界」がある。この点からも、労働者が賃金であらゆる生活課題を実現していくことには限界が存在することになる。社会保障という賃金制度の外部からその限界をカバーする制度が生み出されなければならない。

第3に、これはマルクスが「資本主義の進歩性」と呼んだ内容に属することだが、資本主義は社会の生産力を飛躍的に発展させ、さまざまな領域で科学や技術の発展・進歩を促す。しかし、労働者が獲得する賃金の範囲内では、そうした科学・技術の発展の恩恵に浴することは不可能であることが多い。例えば医療の発展が格好の材料として挙げられる。19世紀半ば以降、医学が進歩して多くの疾病の原因が解明されその治療方法が開発されたが、労働者がすぐにその恩恵に浴することは経済的に不可能であった。社会の支配層は、自己の利益に直結する限りにおいて、科学・技術の発展の成果を選択的に国民に還元する傾向がある。例えば、労働者の子弟に対する職業訓練・教育の公的な提供がそれに該当する。新しい技術を持った次代の労働者の育成は資本家にとっても重要な関心事なのである。医療に関しても、個々の労働者の健康にあまり大きな関心を抱くことはないが、伝染病が流行して労働力の供給に支障が生じるようになると、公衆衛生という社会防衛の方法を編み出し、全く別の対応を取り始める。労働者はこうした資本家層の気紛れな対応に業を煮やして、社会的な教育・医療の保障制度を要求するに至った。その成果が現在の社会保障制度に結実したといえる。

以上で簡略に述べた内容を集約すると、結局、資本主義の発展につれて賃金の短期性と労働者の生活の長期性とが鋭く矛盾するようになった、ということである。資本家は労働者を資本主義の枠内に止めようとして、また自己の利益を安定的に追及するた

めにも、「賃金制度の矛盾」を補完する役割を持つ社会保障制度を賃金制度の外部に成立せしめたのである。こうして西欧の資本主義国では、労働者の短期的生活課題は主として賃金制度が担い、長期的生活課題は主として社会保障制度が担うという相対的な役割分担関係が、これ以降、社会的に形成されることになった。こういう社会的な生活基盤の提供があるからこそ、西欧の先進諸国では賃金水準の年齢間格差や男女間格差、企業規模間格差が日本に比べると格段に小さくなっているのである。賃金は、食費や被服費に代表される相対的に短期にその価値が循環する生活費部分に対応するものへと徐々に変化してきた。したがって、わが国の財界がすぐに引き合いに出すような、直接的な賃金部分だけの国際比較は、ほとんど意味がない。間接的な賃金部分(社会保障制度において提供される長期的生活課題部分)を含めて、日本の労働費用が高いか低いかが検討されなければならない。こうした方向性はわが国ではかなり微弱なレベルに止まった。しかし西欧の先進資本主義国では、いわゆる「福祉国家」を成立させるまでに発展してきたのである。

2. 社会保障の稀薄さの日本的背景

わが国では独占段階に顕在化した「賃金制度の矛盾」は、賃金制度の外部において社会保障制度という形態で補足・補完されることにはならなかった。

「賃金の矛盾」は、西欧の資本主義諸国の対応とは異なる別種の方式において対応されることになった。すなわち、賃金制度の内部において矛盾への対応が図られることになったのである。

①日本の雇用慣行による個別企業的対応

わが国でいわゆる「日本的雇用慣行」が生み出されたのは、大正期であったといわれている。「日本的雇用慣行」とは、説明するまでもなく、終身雇用制・年功賃金制・企業別労働組織の3点をその主な内容としている。ここで取り上げるのは、「終身雇用制」という長期に雇用を保障する社会的慣行と、「年功賃金制」というライフステージの上昇にともなって必要生活費の増加に賃金が対応するシステムについてである。

終身雇用制と年功賃金制は、独占段階に顕在化し

社会保障問題の今日の性格

た「賃金制度の矛盾」に関する社会保障制度とは異なる日本的対応策であった。従来、これらの日本的雇用慣行の成立については、「熟練の企業内養成」といった労働過程からの技術的説明がなされるのが常である。しかし筆者には、そうした理由は成立の一根拠ではありえても、理由の全てではないように思われる。基本的には、先に列挙したようないくつかの理由にもとづいて顕在化した「賃金制度の矛盾」に（つまり労働者の新たな窮乏化の出現に）、資本家層が何らかの対応策を取らざるをえないところに追い込まれたことにある。日本的雇用慣行の成立事情は、労働者の生活と賃金制度の対応関係を探る視点から再度捉え直される必要があると思われる。

大正期には労働運動を始めた社会運動の一定の高揚と広がりが見られた。これは必ずしも大正デモクラシーに象徴されるような進歩的社会思想の影響によってのみ出現したものではないだろう。生産力が発展し、生産規模が拡大していくなかで「賃金制度の矛盾」が次第に大きくなり、そうした新しい地平での労働者の「窮乏化」が顕在化したことが、運動の高揚の客観的理由であっただろう。日本的雇用慣行の成立と普及は、天皇制に代表されるパターナリズム（父権主義または温情主義）の伝統が強固なわが国で、資本家層が最も抵抗なく導入し得た労働者の窮乏問題への「譲歩策」であった。

②戦後における日本的雇用慣行の定着と矛盾の隠蔽化

一般階層のネガ（陰面）としての不安定就業階層の貧困

戦後、経済の基礎過程が回復するにしたがって、日本型雇用慣行は次第に日本の企業に普及・浸透していった。労働者は、就職から定年退職まで長期に雇用を保障され、所得が保障されると同時に、ライフ・ステージの階梯を上るにつれて上昇して行く生活費の必要を年功賃金制によって一定保障されることになった。もっともそれは、支払い能力に余裕があり景気の変動に対する強い体力を有していた大企業において、より高い効果を発揮することができた。中小・零細企業は景気変動の影響を受けやすく、また支払い能力にも限界があったから、当初それほど高い普及状況を表すには至らなかった。しかし、高度経済成長にともなう労働力の不足と利潤の獲得

機会の拡大は、中小企業に対して追い風の役割を果たし、日本的雇用慣行の導入に積極性を与えるきっかけとなった。

こうして日本的雇用慣行の定着によって、企業内部における賃金闘争という労働運動の土俵が、組織労働者の側に形成されることになった。賃金は先に述べたように、「極小化圧力」の作用を受けるものであり、たとえ年功賃金カーブが描かれるようになっても、常に必要生活費とのあいだに不足が生まれる。ましてや戦後の日本は目覚ましい経済成長を遂げつつあったから、社会が国民に提供する欲望の量と水準は順次高まっていった。わが国ではこの時期に「消費の大衆化」が大きく進展した。企業の成長が国民の購買意欲を高め、反対に国民の購買力が企業の成長を支えるという相互規定的なメカニズムが出来上がった。年功賃金制が定着したことによって、労働運動の賃金闘争への収斂がいつそう強められる結果になった。

労働者にとっての長期的生活課題は、日本的雇用慣行によって賃金制度の内部で一部実現されるようになったので、わが国では労働者が社会保障制度を拡充するように要求する客観的必要性はかなり減殺された。日本では大正期以来、大企業を中心に労務管理的色彩の強い企業内福利厚生としての共済制度があり、組織労働者はこの共済制度の延長線上でしか、社会保障の拡充の必要性を認識できなかった。戦後の労働運動にとっては、ともかくも「賃上げ」が最大の課題であり、少なくとも組織労働者にとっては社会保障闘争は建て前としての一般的な要求の意味しか持ち得なかった。

しかし、労働者の長期的な生活課題に賃金制度が対応するシステムは、労働者階級全体から見れば、組織労働者の一定部分に限って実現されていたに過ぎない。このシステムから排除された労働者が相当量存在していた。高度成長が展開し、「消費の美德」が喧伝される社会状況のなかで、いまなお生活の長期的課題の実現と賃金の短期的性格との矛盾に苦しむ労働者が厚い層として存在していたことを忘れてはならない。この階層に属する人々は、日本的雇用慣行に守られた一般労働者の対極に位置しており、就業の不安定性、長期的にみた賃金の低位性、未組

織性、無権利性を特徴としていた。

わが国の戦後の労働問題研究は、概してこの階層には注目してこなかったといってよい。それは、組織された大企業労働者のなかにこそ日本社会を民主化させる芽があるとする旧くからのテーゼが学界を支配していたからである。いわば学問的伝統ともいえるこうした傾向に挑戦し、不安定階層に着目し、その問題性（貧困）を社会調査を通じて明らかにしたのが江口英一氏である。

江口氏は、不安定就業階層の生活の現実のなかに、日本の労働者階級全体に共通する問題を見出だしていた。それは氏が不安定就業階層を、組織され日本の雇用慣行に守られた一般労働者のネガ（陰画）として捉えていたからだと思われる。ポジ（陽画）はネガ（陰画）なくして成立しない。またポジの出来具合はネガの質によって決定される。マルクスが『資本論』で述べているように、資本主義の発展は相対的過剰人口の増大を不可避免的にともなうものである。経済成長による個人所得の一定の上昇によって（すなわちパイの拡大によって）、労働者の生活問題の多くが解決されていくように思い描くことは、誤りなのであった。江口氏は、不安定就業階層の労働と生活の実態を「貧困」の視点から解明していくなかで、彼等の問題を解決していくためには社会保障制度の確立が不可欠であることを確認するようになった。これには「全日本自由労働者組合」（全日自労）の当時の取組み等が参考になったと思われる。しかし、ポジだけを見てネガの重要性に気づかない人々は、氏の研究が労働問題研究一般に対して持つ重要性を理解できなかった。氏はあくまでも熱心な「貧困研究の専門家」と見なされていたに過ぎない。

③不安定就業階層の増大と社会保障

一戦後の社会契約の破棄とネガのポジ化現象の進行—

一般階層として把握される組織労働者が日本の雇用慣行によって雇用と賃金の一定の水準を守られていた時代は、オイル・ショックによる高度経済成長の終焉とともに徐々に変更を迫られることになった。70年代半ばの労働運動の高揚を最後に、日本の労働者の目の前には厳しい雇用情勢が広がり始めた。「人減らし合理化」「減量経営」に始まる企業の人員整理の大々的展開の前には、賃金闘争としての春闘はも

はや敗北を重ねるしかなかった。財界によって「賃金か雇用か」という厳しい選択が突きつけられたからである。労働者は自分と家族の将来（長期的生活課題）を考えて、雇用の確保のほうを選択するしかなかった。しかし、足元の動揺を見てとられた労働者には、このあと「賃金も雇用も」なかった。この時期にはすでに職業安定法のなし崩し的解体の兆しが出始めていた。学生援護会やリクルートによる膨大な不安定就業の紹介と斡旋が胎動し始めていた。日本的雇用慣行によって守られている労働者は次第に包囲され、その数は徐々に低下傾向を示すようになった。このときすでに外堀は埋められつつあったのである。

再度の景気後退を経験した後、「雇用の弾力化」政策が労働行政の中心的課題として掲げられるようになった。1985年に制定された労働者派遣法は、まさに日本的雇用慣行への戦後初めての本格的な挑戦であった。こうして組織労働者を主な対象に、社会保障制度の非拡充と引き換えに提供されてきた日本の雇用慣行は、大きく見直されることになった。ここではこうした事態の進行を財界による「戦後の社会契約の破棄」と表現することにする。

70年代前半までの時期には、少なくとも研究者の認識のうえでは少数派と見なされていた不安定就業階層に固有の労働と生活の不安定性は、現在では次第に一般労働者にも共通の現象となりつつある。いわば「ネガのポジ化」現象が進行しつつある。今日では雇用における「規制緩和」すなわち「雇用の弾力化」が財界の強い要望となっている。また年功賃金制のもとでの「高すぎる中高年齢者の賃金」が、財界ばかりか経済企画庁あたりからも指摘されるまでになっている²⁾。わが国における新卒者の初任給の著しい低さについて言及されていないのは問題だが、恐らく初任給の水準をひとつの目安として、賃金水準の抑制がこれから再開されることになるのであろう。

こういう雇用条件と賃金水準の低下が、勤労者世帯の今日的な生活問題の背景になっていることは間違いない。70年代後半から主婦の「共働き」化が急速に進行したが、それは家事労働に拘束された主婦を対象にパート労働に代表される「カジュアル・ワ

社会保障問題の今日的性格

ーク」が豊富に提供されるようになったという労働市場の需要側の影響ばかりでなく、夫ひとりの賃金では拡大する生活費の全てをまかない切れないという、勤労者世帯の昨今の家計事情が深く影響している。「女性の社会進出」「自己実現」が叫ばれる一方で、今なお女性の就労の動機は「家計の補助」が最大の理由として挙げられている³⁾。

こうした今日の雇用と賃金をめぐる環境の変化は、必然的に社会保障の拡充に勤労者の関心を向けさせずにはおかない。それは、60年代に組織労働者が感じていたような「建て前」としての総論賛成という距離感のある対応ではなくて、まさに日本的雇用慣行という「戦後の社会契約」が一方的に破棄されつつあるなかでの、相当に真剣な要求と関心事である。現在の日本ではようやく戦後の西欧先進資本主義国並に、社会保障問題が利害対立の鋭い結節点となりつつある。しかし、次の点に注意する必要がある。ここでは労働者にとっての消費財の価値の循環様式の相違から、短期的生活課題と長期的生活課題とに分けて捉えたが、そのどちらも生活の順当な再生産にとって重要であることには違いがないということである。一方が拡充されれば、他方は縮小されて良いというものではない。したがって賃金問題への取組みも社会保障問題への取組みも、今の日本ではともに重要なのである。この点を忘れてはならないだろう。

3. 「高齢社会」の到来と社会保障の「負の改正」の常態化

社会保障をめぐる政策の動向を考える場合に、もう一点重要な問題が残されている。それはわが国における人口の高齢化の進展、つまり「高齢社会」の到来という要因である。

人口の高齢化・国民の長寿化が進行すれば、社会保障・社会福祉は拡充されざるを得ない必然性もっている。なぜならば、第1に、指摘するまでもなく、勤労者・国民にとって年金・医療・福祉は、どれをとっても高齢期の自立した生活の安定・安心に必要な欠くべからざるものだからである。長寿化は老後の生活費問題を大きくし、「賃金の短期性」を強化する方向に作用する。第2に、総資本側の問題とし

て、人口の高齢化は生産年齢人口の相対的減少と同義であるから、労働力を将来的に安定的に確保し経済成長を維持・促進するためには、欧米並に女性の「社会進出」を促進しなければならない。そのためには女性の就労を阻害している要因であるところの育児や介護・家事の負担を軽減化しなければならない。第3に、高齢者のための社会保障・社会福祉の拡充は、若い現役世代が高齢者を直接経済的に扶養する必要性を薄めるから、企業にとっては高い賃金費用を負わないで済むことになる。

このように、社会保障・社会福祉の拡充は、労働者にとっての階級的利害の観点からのみ説明されるものではない。資本もそれらの拡充策から多くの利益をうけることができる。こうした利害の複雑な絡み合いを等閑視して、直接福祉を受ける国民の側からだけ社会保障の意義を捉えているから、進行する事態の本質が見えにくくなるのである。実際、そうした社会保障の表面的理解が、今日の社会保障をめぐる事態の進行状況をわかりにくくしている原因である。とりわけ高齢者に関する社会福祉分野では、介護保険制度の新設問題に象徴されるように、ある意味で華々しいまでに政策が推進されている。表面的にみると、福祉がどんどん発展しているかのように見える。しかし、そこにはやはり資本主義社会としての複雑な利害関係が作用していることを見落としてはならないだろう。簡単にいえば、国や企業が金を出さずに勤労者・国民の負担を高めるかたちで社会福祉を「拡充」する方途があり、それが実行に移されてきたのが80年代以降のわが国の社会保障をめぐる状況であったということである。企業はそうした施策から、先にあげたような利益だけを一方的に享受することができる。筆者の眼には現在の福祉政策の拡充が、そのような方向で展開されているようにしか写らない。

表は、こうした傾向について、国家財政の面から検証するために作成したものである。「国民所得に占める社会保障総費用実支出の割合」を時系列で見ると、1970年の6.9%から93年の18.7%まで、その割合は上昇傾向を示している。この数値だけを見ると、社会保障に使うお金が増えているのだから、社会保障は実際に拡充しているのだと錯覚させられてしま

う。しかし、真ん中の欄の「国家財政に占める社会保障国庫負担金の割合」を見ると、「日本型福祉社会論」が提唱され始めた前後の1975年以来、その比率はほぼ一貫して25%程度を保ちつづけていることがわかる。つまり、国は75年以来今日に至るまで、国家財政のうち社会保障に振当てる部分を一定の割合以下に決めているのだ。75年当時に比較して、現在では「高齢者保健福祉10カ年戦略」や「新ゴールド・プラン」や「介護保険」や、高齢者関連の福祉施策が矢継ぎ早に展開されている。そうした莫大な費用がかかる事業が一方で華々しく展開されながら、国の財政配分は不変なのである。これを「社会保障ブロック」と表現せずして何と表現すべきであろうか。その結果、表中最右欄の「社会保障の国庫負担率」は、何と1970年の40%から93年の28%にまでほぼ直線的に下降している。社会保障・社会福祉の拡充を、いわば「他人のふんどしで相撲をとる」かたちで実現しようとしてきたのが、臨調行革路線以来の日本の福祉政策であったといえよう。社会保障・社会福祉のための費用は今後も高まらざるを得ない必然性をもっている。しかし、その都度、財政の「社会保障ブロック」が動き、勤労者・国民の負担に転嫁される事態、すなわち「負の改正」が常態化されるであろう。

繰り返しになるが、高齢者に関する社会保障・社会福祉の拡充は、そこから企業も多くの便益を享受できる。北欧の福祉国家がかつてそうしたように、女性の社会進出によって企業と社会が大きな利益を享受できることを、日本の政財界は率直に認めるべきである。そして、そのための費用を負担することを明言すべきである。その点をあいまいなままにしておく以上、そこからはすっきりとした福祉施策は生まれようがない。勤労者・国民に説教をするかのような、追加負担の承認を求めるための、政策イデオロギーの充満した文書の山が、官僚の手によって毎年膨大に作り出されるだけである。これははっきり言って税金の無駄である。

イギリスには「地獄への道は善意で舗装されている」という格言がある。福祉の拡充という表面的な善意と甘い響きの裏側に隠された物事の本質を嗅ぎ分けていくことが、社会保障・社会福祉の研究に携

わる者の役割であろう。その際、重要なことは、制度・政策の側面からでなく、勤労者・国民の労働と生活の実情を明らかにする側面から、福祉政策の妥当性を客観的に評価していくことだと思われる。

表 財政から見た「社会保障ブロック」の状況

(単位: %)

	国民所得に占める 社会保障総費用実 支出の割合	国家財政に占める 社会保障国庫負担 金の割合	社会保障の国庫負 担率
1970年	6.9	20.4	40.0
75 "	10.9	26.8	41.2
80 "	14.3	26.1	39.7
85 "	15.6	26.2	34.2
86 "	16.3	26.5	32.5
87 "	16.5	25.4	31.7
88 "	16.0	26.3	33.7
89 "	15.8	25.0	32.9
90 "	15.7	22.6	29.1
91 "	15.8	23.3	29.0
92 "	17.2	25.2	28.6
93 "	18.7	25.6	28.6

資料) 社会保障制度審議会編『社会保障統計年報』

(1992年版、95年版)より作成。

(注)

- 1) 例として、P. タウンゼント『ロンドンにおける貧困と労働』(ロー・ベイ・ユニット、1987年)を挙げることができる。
- 2) 経済企画庁『平成8年版国民生活白書』(大蔵省印刷局、1996年)参照。
- 3) 同上参照。

(理事・大正大学助教授)